

福岡県医発第855号（総）

平成16年8月10日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋



性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する
法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載例について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がまいりました。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載要領について」につきましては、福岡県医発第530号（総）（H16.6.11付）にてご連絡しておりましたが、今般、標記診断書の記載例につきまして、社団法人日本精神神経学会よりとりまとめられたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

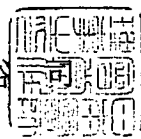
(地Ⅲ 8 5)

平成16年8月4日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕



性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する
医師の診断書の記載例について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」につきましては、平成15年9月10日付(地Ⅲ131)をもって、また「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載要領について」につきましては、平成16年6月3日付日医発第229号(地Ⅲ44)をもって、貴会宛に送付申し上げました。

今般、社団法人日本精神神経学会において、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載例についてとりまとめられ、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長より各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部局宛に参考のため送付されました。併せて、本会に対しましても周知方依頼がありました。

つきましては、本記載例を参考までに送付いたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

平成16年7月29日

日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神保健福祉課長

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載例について（参考送付）

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第3条第2項に規定する医師の診断書について、社団法人日本精神神経学会から、別添のとおり当該診断書の記載例についてとりまとめた旨連絡を受けたことから、当該記載例について参考のため送付いたしますので、御了知の上、関係者に対する周知方につき御配慮願います。

事 務 連 絡
平成16年7月14日

都道府県
各 精神保健福祉主管部局 御中
指定都市

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神保健福祉課

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載例について（参考送付）

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第3条第2項に規定する医師の診断書について、社団法人日本精神神経学会から、別添のとおり当該診断書の記載例についてとりまとめた旨連絡を受けたため、当該記載例について参考のため送付するので、御了知の上、貴管下関係者及び関係団体に対する周知方につき御配慮願いたい。

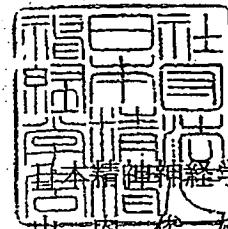
なお、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令（平成16年厚生労働省令第99号）については、本年7月16日から施行されること及び性別の取扱いの変更の審判を請求するに際して家庭裁判所に提出する必要がある医師の診断書の記載事項については、当該省令によるほか「性同一性障害者の特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載要領」を定めることについては、本年5月18日付け通知にて既に連絡済みであることを申し添える。



平成16年7月13日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神保健福祉課長
矢島鉄也様

社団法人 日本精神神経学会
理事長 山内俊雄



性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に
規定する医師の診断書の記載例について

本学会では、本年7月16日から「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されるのを前に、同法第3条第2項に規定する医師の診断書の具体的な記載例を検討してきたところであるが、このたび別添のとおり取りまとめ、会員宛に周知したので、貴課ご参考のために送付する。

- 別添1 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載例（国内で治療を受けた者に係る例）
- 別添2 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載例（海外で治療を受けた者に係る例）
- 別添3 他の性別としての身体的適合状況に関して法第3条第2項に規定する医師の診断書に別添する書類の記載例

日本精神神経学会 会員 各位

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に
規定する医師の診断書の記載要領及び記載例について

本学会の「性同一性障害に関する委員会」では、本年7月16日から「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されるのを前に、同法第3条第2項に規定する医師の診断書の具体的な記載例を検討してきましたが、このたびまとまりましたのでお知らせいたします。

なお、ここに示した記載例は理想的診断書の例ではなく、最低限この程度の記載があれば審判に耐え得るのではないか、という意味での例示であることをご承知ください。

また、平成16年5月18日付け厚生労働省から、各都道府県・各指定都市の精神保健福祉主管部（局）長宛に通知されました同法の記載要領も掲載いたしましたので、あわせて、周知方よろしくお願い申し上げます。

平成16年7月

社団法人 日本精神神経学会
理事長 山内俊雄

(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項)

1	氏 名	〇〇・〇〇	
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月 〇〇日生	(〇〇歳)
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇〇	

2	生物学的な性別	(男 ・ ☒ 女)
	〔判定の根拠 (検査所見, 説明など)〕	
(1)	外性器ならびに内性器の診察：正常女性	
	診察した年月日	平成〇年〇月〇日
	診断した医師の氏名	〇〇 〇〇
	所属機関名	〇〇大附属病院
	出 典	カルテより転記
	診療科	婦人科
(2)	染色体検査：46XX, 正常女性核型	
	検査した年月日	平成〇年〇月〇日
	診断した医師の氏名	〇〇 〇〇
	所属機関名	〇〇大附属病院
	出 典	カルテより転記
	診療科	婦人科

3 家庭環境, 生活歴及び現病歴

(1) 家庭環境：同胞2名の第2子。5歳上の兄がいる。
父は〇〇会社で管理業務に就いている。母は医療機関にてパート勤務。

(2) 生活歴及び現病歴：物心のついた頃から自分は男の子と思っていた。幼稚園で女の子扱いされることが不思議だったが、そのうちペニスも生えてくると思っていた。男の子と外で遊ぶのが好きだった。小学生の頃から男言葉を使い「男女」といわれていた。第2次性徴発来後、違和感、絶望感を持ち孤立した。女性扱いされることを嫌い転々と職をかえた後、現在はタクシーの運転手をしている。

〔備考 (本人以外の情報提供者など)〕
結婚歴はなく子供はいない。

4 生物学的な性別としての社会的適合状況

第2次性徴発来以降、身体に対する違和感・嫌悪感が強くなり、生理のたびに絶望して、自殺をすることが度々あった。女性扱いされることを拒否して、職を転々とした。
服装 (制服) をはじめ、トイレも男性で通したかったが周囲の目があり、やむなく女子トイレに入ったところ男性と間違えられて警察沙汰になったことがあった。

〔備考 (本人以外の情報提供者など)〕
家族 (両親及び兄) には、大学卒業後にカムアウト (男性として性自認を抱いていることを表明) して理解と支持を得ている。また、上記の内容については母親の供述と一致している。

5 (1) 生物学的な性別とは別の性別 (他の性別) であるとの持続的な確信の有無
(☒ 有 ・ 無)

〔判定の根拠〕
生活史において、幼少時から「男の子」であるという性自認をもち、男の子の遊びを好み、男の子に同一感、所属感をもっていた。また女性扱いされるのを拒否し男性として生活することを好んだ。

(2) 自己を他の性別に適合させようとする意思の有無 (☒ 有 ・ 無)

〔判定の根拠〕
平成〇年〇月、〇〇大附属病院神経精神科を受診した。詳細な病歴等の聴取の他に種々の身体的諸検査を受けて、ジェンダークリニック委員会で十分な検討を加えた結果、性同一性障害と診断され、ホルモン療法へ移行した。次第に男性的身体となるなか実生活体験 (RLE) を重ね徐々に男性としての生活に移行している。この間、身体的違和感の一部軽減したが、乳房、性器に対する嫌悪感はむしろ増強して乳房切除術、性別適合手術 (SRS) を強く希望するに至った。再びジェンダークリニック委員会において検討した結果、その適応と判断され、倫理委員会の承認を得て乳房切除術、SRSを受けた。その結果、身体的適合感が向上して、生活の質は格段に改善されて、現在男性として社会生活を送っている。

(3) 性同一性障害者であること以外の理由によって性別の取扱いの変更を求めるものではないこと
(認められる ・ 認められない)

〔判定の根拠〕
本例は、男性として既に定職に就いている。職場での信頼も厚く現実検討能力も十分であり、対人関係も安定していることから、統合失調症、人格障害などによる性自認の障害を否定できる。また、職業 (運転手) から判断して、文化的、社会的理由による性役割の忌避、あるいはもっぱら職業的利得のために別の性を求めるものではないと認められる。

(4) 性同一性障害者であると (診断する ・ 診断しない)

6 医療機関における受診並びに治療の経過及び結果

(1) 治療の必要性及び目的

前記のとおり、詳細な病歴等の聴取と諸検査の結果、本例は性同一性障害と確定診断されている。強い性別違和感ないしは不適合感によって本例の精神的な苦痛は著しく、そのため身体を他の性別に適合させようとする意思を一貫して持っている。これらの苦痛を軽減して社会適応の改善を図るために以下の治療を行った。

(2) 精神的サポート

1) 治療に携わった医師の氏名 〇〇 〇
所属機関名 〇〇大学医学部附属病院

2) 治療の行われた期間 〇〇年 〇月 〇日～〇〇年 〇月 〇日

3) 治療の内容：

- ①生活史、病歴の詳細な聴取、②非指示的かつ支持的カウンセリング
③カムアウトの具体的方法の検討、④RLEの具体的方法の検討

4) 治療の結果・その結果についての意見（治療の妥当性、正当性についての評価）

上記治療により RLE が前進して精神的苦痛が軽減した。精神科領域の治療は適切に行われ、効果的であったといえる。従って、妥当かつ正当な治療であったと評価できる。なお精神科的サポートは、その後も継続されている。

(3) ホルモン療法及び乳房切除手術

① ホルモン療法

1) 治療に携わった医師の氏名 〇〇 〇〇
所属機関名 〇〇クリニック

2) 治療の行われた期間 〇〇年 〇月 〇日～現在まで

3) 治療の内容：男性ホルモン剤の投与（内服ならびに筋注）

投与した薬剤（名称）エナルモン（25mg）2～3T/日
テストビロン・デポ 250mg，筋注/2週

（効能）男性ホルモン剤

（目的）身体の男性化

4) 治療の結果及び意見（治療の妥当性、正当性についての評価）

定期的に効果の判定と副作用のチェックが行われた。生理の停止、嚔声、陰核肥大、多毛、筋力増強などが認められている。

肝機能障害をはじめ体重増加、高コレステロール血症などの副作用は認められていない。

ホルモン療法によって、身体的違和感は軽減され、他の性別としての社会生活はより適合するようになった。以上の通り、本治療法は妥当かつ正当であったといえる。

② 乳房切除術

1) 治療に携わった医師の氏名 〇〇 〇〇
所属機関名 〇〇大学医学部附属病院形成外科

2) 治療の行われた時期 第1回 平成 〇年 〇月 〇日

3) 治療の内容：乳房切除術

4) 治療の結果及び意見（治療の妥当性、正当性についての評価）

乳房切除によって、身体的違和感は軽減され、社会生活上の支障は少なくなった。以上の通り、本治療法は妥当かつ正当であったといえる。

(4) 性別適合手術

1) 治療に携わった医師の氏名 〇〇 〇〇
所属機関名 〇〇大学医学部附属病院形成外科

2) 治療の行われた期間
：平成 〇年 〇月 〇日～〇年 〇月 〇日

3) 治療の内容：卵巣摘出術、子宮摘出術、尿道延長術、ミニペニス形成術等、

4) 治療の結果及び意見（現在の生殖腺の機能並びに治療の妥当性及び正当性についての評価）

上記の手術によって生殖腺の機能は永続的に失われ、性器に対する嫌悪感は除去された。また、公衆浴場での入浴、海水浴なども可能となり、生活の質は格段に改善された。

以上の通り、性別適合手術は妥当かつ正当であったといえる。

7 他の性別としての身体的及び社会的適合状況

(1) 他の性別としての身体的適合状況

1) 診察した年月日 平成〇年〇月〇日

2) 診察した医師の氏名 〇〇 〇〇

所属機関名 〇〇大学附属病院

診療科 〇〇科

3) 現在の身体的状況

別添診断書のとおり、乳房は隆起を認めず、また体型も外見的に男性型であると認められる。

4) 現在の性器の状況

別添診断書のとおり、内性器は摘出されており、外性器は男性型に近似している。性器に係る部分の状況は、男性の性器に係る部分ととれる状態であり、かつ、身体の一部となっていると認められる。

(2) 他の性別としての社会的適合状況

身体的適合感が向上したことに加えて、社会生活の種々の不都合や支障が少なくなり、生活の質は格段に改善した。現在フルタイムで男性として満足のゆく社会生活を送っている。

〔備考（本人以外の情報提供者など）〕

8 その他参考となる事項

本症例が〇〇大学医学部附属病院を初診した後、ジェンダークリニックにおいて十分に検討を加えながら、日本精神神経学会の性同一性障害に関する特別委員会のガイドラインに沿って診断と治療が行われた。

以上のとおり診断します。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

診断者 所属医療機関の名称 〇〇大学医学部附属病院

所在地 〇〇市××

診療科 神経精神科

氏 名 〇〇 〇 印

平成 〇 年 〇 月 〇 日

診断者 所属医療機関の名称 〇〇クリニック

所在地 〇〇市〇〇

診療科 精神科

氏 名 〇〇 〇〇 印

(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項)

1	氏 名	〇〇・〇〇
	生年月日	昭和 〇〇年 〇月 〇日生 (〇〇歳)
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇〇
2	生物学的な性別	(男 ・ ☒ 女)
	〔判定の根拠(検査所見, 説明など)〕	
	(1) 外性器ならびに内性器の診察: 外科手術によって形成された男性型の外性器が認められる。 診察した年月日 平成〇〇年〇月〇日 診断した医師の氏名 〇〇 〇〇 所属機関名 〇〇病院 診療科 婦人科 出 典 〇〇病院からの情報提供書	
	(2) 染色体検査: 46XX, 正常女性核型 検査した年月日 平成〇〇年〇月〇日 診断した医師の氏名 〇〇 〇〇 所属機関名 〇〇病院 診療科 婦人科 出 典 〇〇病院からの情報提供書	
3	家庭環境, 生活歴及び現病歴	
	(1) 家庭環境: 同胞2名の第1子。 母とともに父は自宅で〇〇業を営む。	
	(2) 生活歴及び現病歴: 幼稚園の頃から男児の服装でミニカーや虫取りなど男児の遊びが好きだった。自分では「男」と思っており、小学校には、「黒いランドセル」で通学した。第2次性徴が現れると、生理のたびに抑うつ的となり不登校となった。中学校では、仕方なくセーラー服で通学したが、男の仲間にも女の仲間にも入れず孤立し引きこもっていた。高卒後上京して希望する男性として生活を始めたところ適合感があって気持ちが落ち着くことが分かった。その後、男性としての生活を徐々に進めて、現在葬儀屋に男性社員として勤めている。身体も男性のそれに近づけたいと希望するに至った。 〔備考(本人以外の情報提供者など)〕 上京後現在まで家族とは音信不通である。結婚歴はなく子供はいない。	
4	生物学的な性別としての社会的適合状況	
	身体的な違和感は第2次性徴発来以降、著しく強くなり、生理のたびに自暴自棄となって家庭内暴力を呈するようになった。男性装を始めて適合感が得られ精神的にも安定した。常に男性として生きて行きたいと考えている。 〔備考(本人以外の情報提供者など)〕 家族とは上京後現在まで音信不通であるため、本人以外の情報は得られていない。	
5	(1) 生物学的な性別とは別の性別(他の性別)であるとの持続的な確信の有無 (☒ 有 ・ 無)	
	〔判定の根拠〕 生活歴・病歴において、幼少時から「男の子」との性自認をもち、男の子の遊びを好み、男の子に同一感、所属感をもっていった。また女性扱いを極端に嫌い男性として生活している。生物学的な性別については上記2の通り女性と判定できる。	
	(2) 自己を他の性別に適合させようとする意思の有無 (☒ 有 ・ 無)	
	〔判定の根拠〕 本人の供述によると、昭和〇〇年頃から知人の産婦人科医に依頼してホルモン剤の投与を受けてきたが、女性としての身体的性別に耐えられなくなって海外で性別適合手術を受けることを決心して、平成〇年〇月に渡米して〇〇大病院にて乳房切除術及び性別適合手術を受けた。帰国後は引き続きホルモン療法を受けながら、社会的には男性としての生活を送ってきた。 平成〇〇年〇月、性同一性障害者の性別の取扱いに関する特例の法律に基づく性別変更の審判を受けるために診断書を求めて当院を受診した。 以上の病歴から自己を他の性別に適合させようとする意思は一貫して強固であることは明らかである。	
	(3) 性同一性障害者であること以外の理由によって性別の取扱いの変更を求めるものではないこと (☒ 認められる ・ 認められない)	
	〔判定の根拠〕 本例は、長期にわたって男性として定職に就いている。第三者からの供述は得られていないが、本人の生活歴、現病歴等に関する供述は詳細かつ具体的である。現実検討能力も十分であり、また対人関係も安定していると認められる。 以上から、統合失調症、人格障害などによる性自認の障害を否定できる。また、本人が幼少時から女性としての性別に嫌悪感を持ち、職場でも男性として勤務してきたことから、文化的、社会的理由による性役割の忌避、あるいはもっぱら職業的利得のために別の性を求めるものではないと認められる。	
	(4) 性同一性障害者であると (☒ 診断する ・ 診断しない)	

6 医療機関における受診並びに治療の経過及び結果

(1) 治療の必要性及び目的

本例は、10 年以上前に海外において性別適合手術を受けた。このため、詳細な病歴等の聴取を行い、諸検査を行って現病歴と現在症を明らかにした。これによって、本例を性同一性障害であると診断することができる。強い性別違和感と不適合感のため精神的な苦痛が著しく、身体を他の性別に適合させようとする意思が一貫して持続していた。これらの苦痛を軽減して社会適応の改善を図るために以下の治療を行ったと認めることができる。

(2) 精神的サポート

1) 治療に携わった医師の氏名

所属機関名

2) 治療の行われた期間

年 月 日～ 年 月 日

3) 治療の内容：

これまで精神科領域の治療は行われていない。

4) 治療の結果・その結果についての意見（治療の妥当性、正当性についての評価）

本例は現在男性として満足のいく社会生活を送っているため、現時点において精神科領域の治療を行う必要はないものと判断できる。

(3) ホルモン療法及び乳房切除術

① ホルモン療法

1) 治療に携わった医師の氏名

所属機関名

〇〇 〇〇

〇〇クリニック

2) 治療の行われた期間

〇〇年 〇月 〇日 ～ 現在まで

3) 治療の内容：男性ホルモン剤の投与（内服ならびに筋注）

投与した薬剤（名称）エナルモン(25mg) 2～3T/ 日
テストビロン・デポ 250mg, 筋注/ 2 週

（効能）男性ホルモン剤

（目的）身体の男性化

4) 治療の結果及び意見（治療の妥当性、正当性についての評価）

定期的に効果判定と副作用のチェックが行われている。生理の停止、嚙声、陰核肥大、多毛、筋力増強などが認められている。

肝機能障害をはじめ体重増加、高コレステロール血症などの副作用は認められていない。ホルモン療法によって、身体的違和感は軽減され、他の性別としての社会生活はより適合するようになった。以上の通り、本治療法は妥当かつ正当であったといえる。

② 乳房切除術

1) 治療に携わった医師の氏名

所属機関名

〇〇〇〇〇〇〇〇

アメリカ〇〇大病院形成外科

2) 治療の行われた期間

平成 〇年 〇月 〇日

3) 治療の内容：乳房切除術

4) 治療の結果及び意見（治療の妥当性、正当性についての評価）

手術を行った機関から記録を入手することができなかったため、1) から 3) までについては本人の供述により記載した。乳房切除術によって身体的違和感は軽減され、生活の質は改善した。現在特に乳房の隆起は認められない。

(4) 性別適合手術

1) 治療に携わった医師の氏名

所属機関名

〇〇〇 〇〇〇

アメリカ〇〇大病院形成外科

2) 治療の行われた期間

・ 第 1 段階の手術：平成 〇 年 〇 月 〇 日

・ 第 2 段階の手術：平成 〇 年 〇 月 〇 日

3) 治療の内容：

・ 第 1 段階の手術：卵巣摘出術、子宮摘出術、尿道延長術、腔閉鎖術

・ 第 2 段階の手術：陰茎形成術

4) 治療の結果及び意見（現在の生殖腺の機能並びに治療の妥当性及び正当性についての評価）

手術を行った機関から記録を入手することができなかったため、1) から 3) までについては本人の供述により記載した。

現在の生殖腺の機能等については、7 (1) の身体的適合状況と合わせて、当院から本人に対して〇〇科受診を指示し、別添の〇〇科の医師の診断書を持参させた。

それによれば、本例については、卵巣摘出術、子宮摘出術、尿道延長術、腔閉鎖術、陰茎形成術の各施術が行われ、生殖腺の機能は永続的に失われていると認められる。

手術により、性器に対する嫌悪感は除去され、男性トイレにて立位で排尿可能となった他、公衆浴場の入浴、海水浴なども可能となり、生活の質は格段に改善された。

以上により性別適合手術は、妥当かつ正当であったといえる。

7 他の性別としての身体的及び社会的適合状況

(1) 他の性別としての身体的適合状況

- 1) 診察した年月日 平成〇〇年〇月〇日
2) 診察した医師の氏名 〇〇 〇 〇
所属機関名 〇〇クリニック
診療科 〇〇科

3) 現在の身体的状況

別添診断書のとおり、乳房の隆起は認められず、体型も外見的に男性型であると認められる。

4) 現在の性器の状況

別添診断書のとおり、内性器は摘出されており、外性器は男性型に近似している。性器に係る部分の状況は、男性の性器に係る部分ととれる状態であり、かつ、身体の一部となっていると認められる。

(2) 他の性別としての社会的適合状況

身体的にも精神的にも適合感が向上したことに加えて、社会生活の種々の場面において不都合や差し障りが少なくなった。生活の質は格段に改善した。現在フルタイムで男性として満足のゆく社会生活を送っている。

〔備考（本人以外の情報提供者など）〕

8 その他参考となる事項

診断者の知るところによれば、アメリカの〇〇大学〇〇病院は、性同一性障害の治療に関して数多くの症例に性別適合手術を実施するなどの臨床的実績があると承知している。

以上のとおり診断します。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

診断者 所属医療機関の名称 〇〇大学医学部附属病院
所在地 〇〇市 × ×
診療科 神経精神科
氏 名 〇〇 〇 印

平成 〇 年 〇 月 〇 日

診断者 所属医療機関の名称 〇〇クリニック
所在地 〇〇市 × ×
診療科 神経精神科
氏 名 〇〇 〇 印

(添付書類)

他の性別としての身体的適合状況（記載例）

1	氏 名	_____
	生年月日	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (____ 歳)
	住 所	____ 県 ____ 市 ____
2	診察した年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
3	現在の身体的状況	
	(F T M の場合) ・ 声が低くなり体毛が濃くなっている。 ・ 骨格筋は発達して筋力は強いと認められる。 ・ 乳房の隆起は認められず男性型となっている。	
4	現在の性器の状態	
	(F T M の場合) ・ 超音波検査によれば、卵巣・子宮を確認できない。 ・ 陰核を利用したミニペニスが形成されている（ミニペニスの大きさは親指大に満たない）。（ミニペニスの形状については別添図画のとおり） ・ 現在の外性器及び生殖腺の状態から性別適合手術が行われたものと認められる。	
	(備 考)	

以上のとおり診断します。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

所属医療機関の名称 _____ クリニック _____

所在地 _____ 〇 〇 市 _____

診療科 _____

氏 名 _____ 〇 〇 〇 _____ 印 _____

(添付書類)

他の性別としての身体的適合状況（記載例）

1	氏 名	_____
	生年月日	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日（ ____ 歳）
	住 所	____ 県 ____ 市 ____
2	診察した年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
3	現在の身体的状況	(M T F の場合) ・ 乳房の発達（女性化）を認める ・ 乳頭、乳輪の発達を認める。 ・ 髭や体毛が少ないと認められる。 ・ 体脂肪の分布は女性型である。 ・ 筋力は弱いと認められる。
4	現在の性器の状態	(M T F の場合) ・ 陰茎、陰囊、精巣を認めない。 ・ 形成された膣を認める。（膣の形状については別添図画のとおり） ・ 外見的に女性型の性器に近似している。 ・ 超音波、C T、M R I などの検査により骨盤腔内に子宮、卵巣、停留睾丸などを認めない。 (備 考)

以上のとおり診断します。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

所属医療機関の名称 _____ クリニック

所在地 _____ 市 ____

診療科 _____ 科

氏 名 ____ 氏 印

- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）

（趣旨）

第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

（性別の取扱いの変更の審判）

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

（性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い）

第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

（家事審判法の適用）

第五条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（検討）

2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

3 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十二条第一項第四号及び他の法令の規定で同号を引用するものに規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であったものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第四条第一項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。

- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令（平成十六年省令第九十九号）

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三条第二項に規定する医師の診断書に記載すべき事項は、当該医師による診断を受けた者に係る次の各号に掲げる事項とし、当該医師は、これに記名押印又は署名しなければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日
- 二 生物学的な性別及びその判定の根拠
- 三 家庭環境、生活歴及び現病歴
- 四 生物学的な性別としての社会的な適合状況
- 五 心理的には生物学的な性別とは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有すること並びにその判定の根拠
- 六 医療機関における受診歴並びに治療の経過及び結果
- 七 他の性別としての身体的及び社会的な適合状況
- 八 診断書の作成年月日
- 九 その他参考となる事項

附 則

この省令は、平成十六年七月十六日から施行する。